

香芝・王寺環境施設組合議会基本条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公共団体の一部事務組合は特別地方公共団体であり、法人格を有する地方公共団体であり、当然に、その区域、権能及び構成員を持つ。組合の区域は、それを組織する普通地方公共団体の区域を包容する区域であり、その区域内における共同事務の理念による公正公平な事務執行が求められる。その調査のため、組合議会に関する基本的事項を定めることにより、組合議会の権能を高め、もって公共福祉の向上及び民主的な組合の発展に寄与することを目的とする。

(議会の説明責任)

第2条 香芝・王寺環境施設組合の議会（以下「組合議会」という。）は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、組織する普通地方公共団体の区域を包容する区域の住民に対して説明に努めなければならない。

2 組合議会は、説明責任を果たすため、議会中継及び広報等を充実させなければならない。

(組合議会の機能の強化)

第3条 組合議会は、香芝・王寺環境施設組合の管理者（以下「管理者」という。）等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

2 組合議会は、権能強化のため各関係する法の趣旨を理解し、運用しなければならない。

(議会運営の原則)

第4条 組合議会は、組合の基本的な政策決定並びに管理者等の事務の執行の監視及び評価を行い、政策立案及び政策提言を行う機能を発揮し、議会設置の趣旨を理解し、その役割を果たさなければならない。

2 組合議会は、組合の課題に的確かつ柔軟に対応し、その活動を展開するため、十分に審議を尽くすことができる会期を定めるものとする。

3 組合議会は、議会運営について法令等を遵守し、調整するものとする。

4 特別委員会は、所管事務調査及びその質疑を行い、議案等を審査する。

5 特別委員会の委員は、所管事務調査等に係る資料を管理者等に請求することができる。

6 前項の規定により資料の請求を受けた場合は、管理者等は速やかに資料の提供を無償で行うものとする。

(調査機関の設置)

第5条 組合議会は、議会又は組合の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等(以下「調査員」という。)で構成する調査機関を設置することができる。

2 組合議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、組合議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関の設置に関し必要な事項は、組合議会が別に定める。

4 調査員に、手当及び旅費を支給することができる。ただし、組合議員の調査員はその限りでない。

5 手当及び旅費の額並びにその支給方法は、別の条例でこれを定めなければならない。

(文書による質問)

第6条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)は、閉会中に管理者に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 管理者等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに文書により回答しなければならない。

3 組合議員は、文書質問の回答が正確でないものと判断した場合、改めて回答を請求することができる。請求が行われた場合、管理者等は速やかに正確な回答を行わなければならない。

4 議長は、第2項の規定による質問及び回答を全議員に通知するとともに、組合を組織する普通地方公共団体の区域を包容する区域の住民に公表するものとする。

5 第1項又は第3項の質問等は、議長を経由して行うものとする。

(政策立案及び政策提言)

第7条 組合議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、管理者等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(会議における質疑応答及び秩序等)

第8条 議場又は委員会における質問及び質疑は、一問一答の方式によるものとし、要旨をまとめ正確に行うものとする。

2 管理者等及びその補助機関である職員は、議員の質問又は質疑に対して、その発言の趣旨が不明確な場合は、議長又は委員長長の許可を得て、当該議員に対し確認することができる。

3 管理者等及びその補助機関である職員は、組合議員の質問又は質疑に対して、的確に要旨をまとめ正確に審議に必要な説明を行うものとする。

4 管理者等及びその補助機関である職員は、議員の質問又は質疑に対して、指名された場合は、審議に必要な説明を行わなければならない。

- 5 委員会の秩序を乱し、又は会議を妨害するものがあるときは、委員は、委員長の注意を喚起することができる。

(請願及び陳情)

第9条 組合議会は、請願又は陳情を採択した場合、遅滞なくその実現に努めるものとする。

- 2 請願又は陳情の審査に当たり、組合議会又は委員会が必要であると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けることができる。

(紀律)

第10条 組合議員は、正当な理由なく組合議会又は委員会を欠席してはならない。

- 2 組合議員は、組合議会又は委員会を欠席した組合議員に対し、その理由を議会において説明を求めることができる。
- 3 前項の規定による欠席理由の説明において、その内容に疑義がある場合には、組合議会において欠席した組合議員に対し聴聞し、理由の正当性の判断を諮ることができる。

(他の条例との関係)

第11条 この条例は、組合議会に関する基本的事項を定める条例であり、組合議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。